

安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

安城市長 三星元人

安城市条例第38号

安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年安城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第6条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。